

大垣市都市景観条例改正に関する
パブリック・コメントの実施結果

1. 実施概要

- (1) 実施方法
「大垣市パブリック・コメント手続要綱」によるもの
- (2) 実施期間
平成21年1月5日(水)～1月30日(金)
- (3) 意見を求めた条例(素案)
大垣市都市景観条例改正(素案)

2. 実施結果

- ☆意見提出者数：1人
☆意見提出件数：4件

【意見の概要と市の考え方】

No	意見等の概要	市の考え方(対応)
1	条例前文の文章に、「～揖斐川、長良川をはじめ多くの河川に囲まれ、～」とあるが、牧田川や杭瀬川を入れてはどうか。	地域の自然環境を簡潔にわかりやすく表現するため、代表的な川を記載しております。
2	第4章第24条の大垣市景観遺産として「明治から昭和初期に建造された建造物で、産業都市大垣を象徴するもの」とあるが、建造物としては殆ど皆無と思われるので削除してはどうか。	市は、現存する後世に伝承すべき景観を有する建造物等を大垣市景観遺産として指定し、その価値を市民に知らせるとともに、積極的にその保全・活用を図っていきたいと考えています。
3	第39条の大垣市景観遺産審議会に、第37条の大垣市景観アドバイザーの代表を1名加えてはどうか。	大垣市景観遺産審議会には、文化財・都市計画等の学識経験者や、地域代表からの選任を予定しております。
4	重点的に景観形成を行う区域として大垣城周辺を、大垣市景観遺産等に桜や花水木、神社や城、噴井戸周辺の木、ハリヨや鯉等の魚等を指定してはどうか。	条例に規定する景観形成重点地域や景観形成モデル地域、大垣市景観遺産等については、市民のご意見を幅広くお聞きしながら、その指定を行っていきたいと考えています。